



2月16日(火)から所得税などの申告が始まります 税の申告の準備はお早めに

桜井税務署 ☎42・3501

申告期間

2月16日(火)～3月15日(火)

(土・日曜日を除く)

所得税の確定申告書が国税庁のホームページで作成できます

自宅などのパソコンから国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」に接続し、画面案内に従い必要項目を入力すると、申告書などが作成できます。

作成した申告書をそのまま税務署へ、送付または持参で提出できます。

年金受給者の事前の 所得税確定申告の相談・受付

年金受給者の所得税申告は、次のとおり、事前に相談し、確定申告書を提出することができます。

※案内ハガキの送付はありません。

期間

2月3日(水)～5日(金)

午前9時30分～正午

午後1時～3時30分

※混雑などにより、受付を早めに終了する場合があります。

場所

町民ホール(町役場西側)

持ち物

- 年金の源泉徴収票
- 社会保険料などの支払金額の分かるもの
- 生命・地震などの保険料控除証明書
- その他必要書類
- 印鑑
- 通帳(還付の場合) など

(申告書は折らずに封入してください) 給与所得者や年金受給者の還付申告は、申告期間前でもできます。
※平成27年分は、1月上旬に公開される予定です。

e-Taxで電子申告をすることができません

さらに、e-Tax(国税電子申告・納税システム:事前に所轄税務署への届出や電子証明書の取得・機器の購入など必要)を利用すれば、作成したデータを確定申告書等作成コーナーから直接電子申告することができます。

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当 児童の健やかな成長を目的とした 手当制度があります

健康福祉課子育て支援係 ☎34・2098

マイナンバー制度の施行に伴い、1月からこれらの手続きの際に番号確認と身元確認が必要になります。詳細については、本紙の折込チラシをご覧ください。

児童手当 15歳に達してから最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されます。手当には所得制限があり、所得制限限度額を超える場合、左記の支給金額は適用されず、対象児童1人当たり月額5000円(特例給付)が支給されます。

支給額(月額、1人当たり)
▼3歳未満:一律1万5000円
▼3歳以上小学校修了前:1万円(第3子以降は1万5000円)
▼中学生:一律1万円

児童扶養手当 18歳に達してから最初の3月31日までの児童(障がいのある児童は20歳未満)がいるひとり親の家庭や、父母の一方がおおむね重度の障がいの状態にある家庭などで、父母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

手当には所得制限があり、所得額によって、全部支給・一部支給・支給停止のいずれかになります。(養育費の8割が所得に加算されます) 公的年金などを受給している人は、年金額が児童扶養手当額より低い場合に、その差額分を受給できます。

支給額(月額、1人の場合)

▼全部支給:4万2000円
▼一部支給:9910円

※2人の場合は、それぞれ5000円、3人以上の場合は、1人増すごとにそれぞれ3000円加算
特別児童扶養手当
20歳未満の身体・精神に重度、または中等以上の障がいのある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいづれか1人)か、父母に代わってその児童を養育する人に支給されます。

手当には所得制限があり、所得制限限度額を超える場合、支給資格を認定されても手当は支給されません。
障害程度別支給額(月額、1人当たり)
▼1級:5万1100円
▼2級:3万4030円



利用方法

①予約センターに電話し「買い物に行く場所」「自身を含む利用者全員の登録証番号及び氏名」「往復分の予約時間」を伝え、予約をする。



②当日、往路便で一旦一人当たり300円をお支払いください。

③復路便で、領収書または買物証明書を提示してください。(往路便でお預かりした300円をお返しします)

予約センター☎ 33-2800 午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

「ももたろう号」の登録は下記へお問い合わせください。

- 企画財政室総合政策課☎ 34-2083
- 町商工会☎ 32-5300

平成27年11月から60歳以上の人を対象に、あいのりタクシー「ももたろう号」を複数人で買い物に利用した場合の乗車料金を無料とする取り組みを行っています。無料期間中に「ももたろう号」に慣れ親しんでいたとき、今後、高齢化により1人で自動車に乗って買い物に行けなくなったときなどの移動手段としてご利用ください。(無料期間後の乗車料金は1回300円です)

3月末までの期間限定となりますので、現在利用されていない人、もしくは利用を考えている人は、これを機会にぜひ「ももたろう号」で、ご近所さんと買い物に出掛けてみてください。

対象 ①60歳以上で「ももたろう号」の利用登録を持っていること
②2人以上で食料品または日用品の買い物に行くため「ももたろう号」を往復利用すること(マッサージなどのサービス業は除く)
※1人当たり月3回を上限

料金 無料

期間 3月31日(木)まで

利用時間 午後1時～5時台の便

3月31日(木)までの期間限定
複数人で「ももたろう号」を利用して
買い物すれば乗車料金が無料に!

企画財政室総合政策課☎ 34・2083

ワードの使い方を学べます パソコン教室

生涯教育課生涯学習係(青垣生涯学習センター内) ☎ 32・6193

日程	講座内容 (午後1時30分～4時)
1日目 2月2日(火)	● Word について→画面構成 ● ローマ字による文字入力練習
2日目 2月5日(金)	● 新しい文書作成 ● ファイルとフォルダ
3日目 2月9日(火)	● フォント機能の学習 ● 文章入力
4日目 2月12日(金)	● 回覧板文書の作成 ● 文章入力→フォントの機能など ● 文書に表を挿入する
5日目 2月16日(火)	● 文書の作成→図形の挿入など ● 文書に写真の挿入など
6日目 2月19日(金)	● 案内文書の作成 ● 連絡網の作成
7日目 2月23日(火)	● インターネットを利用した文書の作成 ● 料理レシピを作る
8日目 2月26日(金)	● 図形や図表を使った文書の作成

注意事項

使用する OS は Windows7、Word は 2010 です。

日程 左表のとおり

場所 青垣生涯学習センター 2階
パソコン学習室

応募資格 20歳以上の町内在住または在勤者で、基礎的なパソコン操作が少しできる人

募集人数 20人

受講料 1000円

持ち物 筆記用具

申込方法 1月19日(火)(必着)までに往復ハガキで、次の事項を記入し

申込先へ。

▼往信の裏面：郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、性別、年齢、電話番号
▼返信の表面：応募者の郵便番号、住所、氏名

※応募は1人1枚。
(応募多数の場合は抽選)

申込先 田原本町教育委員会事務局
生涯教育課(〒636・0247
阪手233の1 田原本青垣生涯学習センター内)